

しょう しゃ て ちょう こう ふ 障がい者手帳の交付

しんたいしょうがいしゃ て ちょう
身体障害者手帳

と あ
問い合わせ
TEL 096(293)3510

ふくし か
福祉課

FAX 096(292)1234



身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、各種の公的なサービスを受けるために必要なものです。身体障害者手帳には、障がいの程度により重い人から順に1級から6級までの等級の区分があります。等級は指定された医師（かかりつけ医とは異なる場合があります。）の意見を参考にして熊本県知事が決定します。手帳の交付には申請が必要です。申請書・診断書は福祉課にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

診断書を作成してもらう費用は自己負担となります。指定された医師が所属しているかどうかを医療機関に必ず確認してください。

しょう しゅべつ 障がいの種別

- 視覚障がい ● 聴覚障がい ● 平衡機能障がい ● 音声・言語機能障がい ● そしゃく機能障がい
- 肢体不自由 ● 心臓機能障がい ● じん臓機能障がい ● 呼吸器機能障がい ● 小腸機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい ● ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい ● 肝臓機能障がい

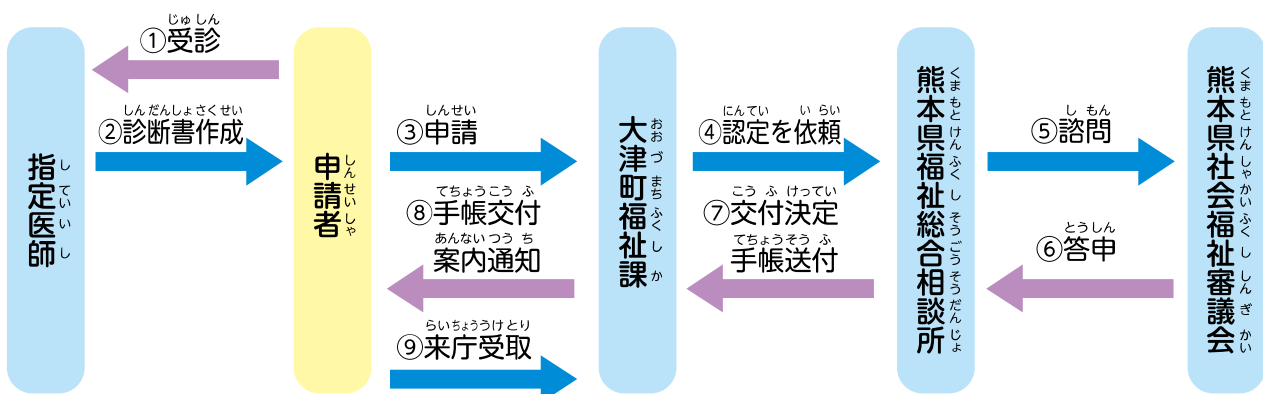
● しんせい 申請について

しんせい く ぶん 申請区分	どんなとき	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
しん 規 交 付 新規交付	はじ 初めでの申請のとき	しんせいしよ しんだんしよ してい い し きにゆう しゃしん 申請書・診断書（指定医師記入）・写真・マイナンバーがわかるもの
しょう がい てい ど へん こう 障害程度変更 しょう がい めい つい か 障害名追加	しょう がい てい ど へん しょう 障がいの程度が変わったとき べつ しょう つけ か 別の障がいを追加するとき	しんせいしよ しんだんしよ してい い し きにゆう しゃしん しんたいしょうがいしゃ て ちょう 申請書・診断書（指定医師記入）・写真・身体障害者手帳・ マイナンバーがわかるもの
さい こう 付 再交付	ふんしつ は ほん 紛失や破損したとき	しんせいしよ しゃしん 申請書・写真・マイナンバーがわかるもの
し めい じゅうしよ へん しょう 氏名・住所の変更	なまえ す 名前や住んでいるところが変 わったとき	しんせいしよ しんたいしょうがいしゃ て ちょう 申請書・身体障害者手帳・マイナンバーがわかるもの
へん かん 返還	しょう がい どう 障がいに該当しなくなったとき し ぼう 死亡したとき	しんせいしよ しんたいしょうがいしゃ て ちょう 申請書・身体障害者手帳・マイナンバーがわかるもの
さい にん てい 再認定	さい にん てい じ き き 再認定の時期が来たとき	しんせいしよ しんだんしよ してい い し きにゆう しゃしん しんたいしょうがいしゃ て ちょう 申請書・診断書（指定医師記入）・写真・身体障害者手帳・ マイナンバーがわかるもの

※ 手帳がお手元に届くまで2か月程度かかります（特に、診断書の内容などについて、診断した医師と調整が必要な場合は、2か月以上かかる場合があります）。

※ 写真は、たて4cm×よこ3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したものを提出してください。

しんたいしょうがいしゃ て ちょう こう ふ
身体障害者手帳が交付されるまで（交付まで2か月程度かかります）



しょう しゃ て ちょう こう ふ 障がい者手帳の交付

りょういく て ちょう
療育手帳

と あ
問い合わせ

ふく し か
福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



療育手帳は、各種の援助や相談を受けやすくするため、一般的知的機能が平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳までに現れた人に対して、熊本県知事から交付されるものです。療育手帳には障がいの程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請書は福祉課にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

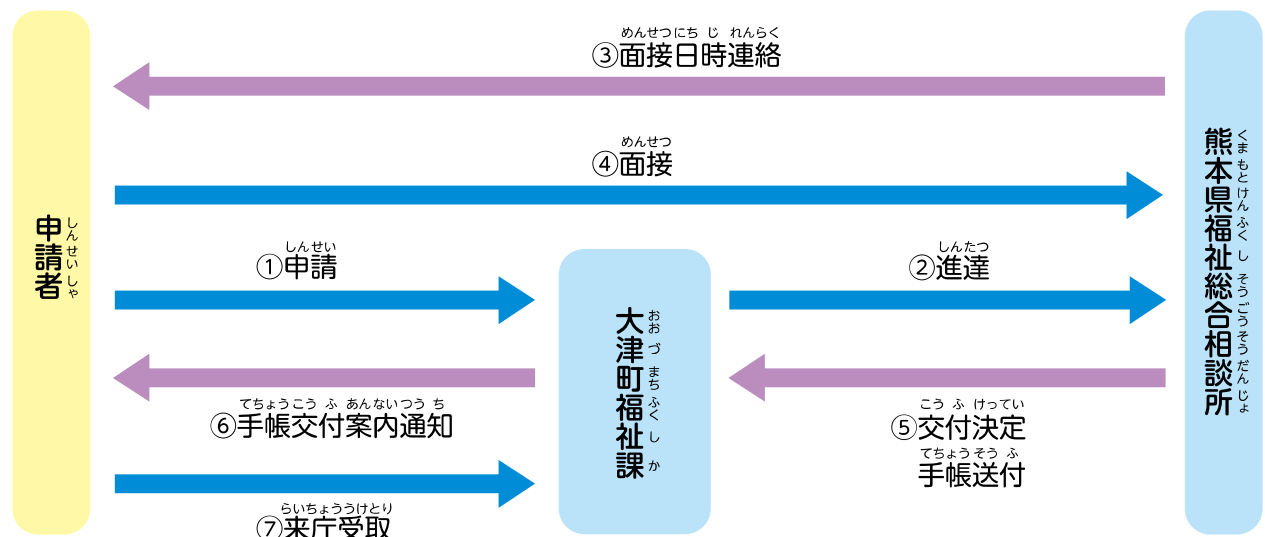
申請後、熊本県福祉総合相談所で判定を受けていただきます。

● しんせい 申請について

しんせい く ぶん 申請区分	どんなとき	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
しん き こう ふ 新規交付	はじめてのしんせいのとき	しんせいしょ しゃしん 申請書・写真・マイナンバーがわかるもの など
さいはんてい 再判定	さいはんてい じ き 再判定の時期が来たとき	しんせいしょ りょういく て ちょう しゃしん 申請書・療育手帳・写真・マイナンバーがわかるもの など
さいこうふ 再交付	ふんしつ は ぞん 紛失や破損したとき	しんせいしょ しゃしん 申請書・写真
し めい じゅうしょ へん こう 氏名・住所の変更	なまえ す か 名前や住んでいるところが変わったとき	しんせいしょ りょういく て ちょう 申請書・療育手帳・マイナンバーがわかるもの など
へん かん 返還	さいこうふ 再交付を受けたとき し ぼう 死亡したとき	しんせいしょ りょういく て ちょう 申請書・療育手帳

※ 写真は、たて4cm × よこ3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したものを提出してください。

りょういく て ちょう こう ふ
療育手帳が交付されるまで（交付まで2か月程度かかります）



精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人の申請に基づいて熊本県知事から交付されるものです。障がいの程度は、重い人から順に、1級・2級・3級に分けられ、有効期間は2年間です。精神障がい者に関するいろいろなサービスを受けるためには、原則として精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける必要があります。

申請書は福祉課にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

●申請について

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・写真・マイナンバーがわかるもの
更新	有効期限の3か月前から	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・マイナンバーがわかるもの・精神障害者保健福祉手帳
障害程度変更	障がいの程度が変わったとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・写真・マイナンバーがわかるもの
再交付	紛失や破損したとき	申請書・写真・マイナンバーがわかるもの
氏名・住所の変更	名前や住んでいるところが変わったとき	申請書・精神障害者保健福祉手帳・マイナンバーがわかるもの
へん返	障がいに該当しなくなったとき 死亡したとき	申請書・精神障害者保健福祉手帳

※ 精神障がいを理由に年金を受給している人は、診断書に代えて年金証書と同意書による申請が可能です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

※ 写真は、たて4cm×よこ3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したものを提出してください。

精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで（交付まで3か月程度かかります）

